

消防法施行規則の規定に基づき、消防用設備等又は特殊消防用設備等の種類及び点検内容に応じて行う点検の期間、点検の方法並びに点検の結果についての報告書の様式を定める件

(平成16年5月31日)

(消防庁告示第9号)

改正	平成18年7月	3日	消防庁告示第32号
	同	21年2月26日	同 第2号
	同	21年9月15日	同 第18号
	同	22年2月	同 第4号
	同	26年4月14日	同 第14号
	同	30年3月29日	同 第6号
	同	31年4月18日	同 第6号

消防法施行規則(昭和36年自治省令第6号)第31条の6第1項及び第4項の規定に基づき、消防用設備等又は特殊消防用設備等の種類及び点検内容に応じて行う点検の期間、点検の方法並びに点検の結果についての報告書の様式を次のとおり定める。

第1 用語の定義

この告示において次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- 1 点検 消防用設備等にあつては消防法(昭和23年法律第186号。以下「法」という。)第17条第1項の技術上の基準に、特殊消防用設備等にあつては同条第3項の設備等設置維持計画に適合しているかどうかを確認することをいう。
- 2 消防用設備等の種類等 消防用設備等(非常電源、配線及び総合操作盤の部分を除く。)の種類及び非常電源の種別並びに配線及び総合操作盤の別をいう。
- 3 消防用設備等の機器 消防用設備等のヘッド、感知器、加圧送水装置、配管等の機器をいう。

第2 点検の内容及び点検の方法

点検の内容及び点検の方法は、次のとおりとする。ただし、特殊消防用設備等にあつては、法第17条第3項に規定する設備等設置維持計画によるものとする。

- 1 機器点検 次の事項について、消防用設備等の種類等に応じ、別に告示で定める基準に従い確認すること。
 - (1) 消防用設備等に附置される非常電源(自家発電設備に限る。)又は動力消防ポンプの正常な作動
 - (2) 消防用設備等の機器の適正な配置、損傷等の有無その他主として外観から判別できる事項
 - (3) 消防用設備等の機能について、外観から又は簡易な操作により判別できる事項
- 2 総合点検 消防用設備等の全部若しくは一部を作動させ、又は当該消防用設備等を使用することにより、当該消防用設備等の総合的な機能を消防用設備等の種類等に応じ、

別に告示で定める基準に従い確認すること。

第3 点検の期間

点検の期間は、次の表の上欄（左欄）に掲げる消防用設備等の種類等並びに同表中欄に掲げる点検の内容及び方法に応じ、同表下欄（右欄）に掲げるとおりとする。ただし、特殊消防用設備等にあつては、法第17条第3項に規定する設備等設置維持計画に定める期間によるものとする。

消防用設備等の種類等	点検の内容及び方法	点検の期間
消火器具、消防機関へ通報する火災報知設備、誘導灯、誘導標識、消防用水、非常コンセント設備、連結散水設備、無線通信補助設備及び共同住宅用非常コンセント設備	機器点検	6月
屋内消火栓設備、スプリンクラー設備、水噴霧消火設備、泡消火設備、不活性ガス消火設備、ハロゲン化物消火設備、粉末消火設備、屋外消火栓設備、動力消防ポンプ設備、自動火災報知設備、ガス漏れ火災警報設備、漏電火災警報器、非常警報器具及び設備、避難器具、排煙設備、連結送水管、非常電源（配線の部分を除く）、総合操作盤、パッケージ型消火設備、パッケージ型自動消火設備、共同住宅用スプリンクラー設備、共同住宅用自動火災報知設備、住戸用自動火災報知設備、共同住宅用非常警報設備、共同住宅用連結送水管、特定小規模施設用自動火災報知設備、加圧防排煙設備、複合型居住施設用自動火災報知設備並びに特定駐車場用泡消火設備	機器点検	6月
	総合点検	1年
配線	総合点検	1年

第4 点検の結果についての報告書の様式

点検の結果の報告は、別記様式第1の消防用設備等(特殊消防用設備等)点検結果報告書に、消防用設備等又は特殊消防用設備等の種類等に応じ、別に告示又は設備等設置維持計画で定める点検票を添付して行うものとする。ただし、消防用設備等のうち、消防長又は消防署長が適当と認める場合にあつては、別記様式第2の消防用設備等(特殊消防用設備等)点検結果総括表及び別記様式第3の消防用設備等(特殊消防用設備等)点検者一覧表を添付することをもって足りるものとする。

別記様式第 1

消防用設備等（特殊消防用設備等）点検結果報告書 年 月 日 消防長（消防署長）（市町村長） 殿 届 出 者 住 所 氏 名 ㊟ 電話番号		
下記のとおり消防用設備等（特殊消防用設備等）の点検を実施したので、消防法第 17 条の 3 の 3 の規定に基づき報告します。 記		
防 火 対 象 物	所在地	
	名称	
	用途	
	規模	地上 階 地下 階 延べ面積 m ²
消防用設備等（特殊消防用設備等）の種類等		
※受 付 欄	※経 過 欄	※備 考

- 備考 1 この用紙の大きさは、日本産業規格 A 4 とすること。
- 2 消防設備士又は消防設備点検資格者が点検を実施した場合は、点検を実施した全ての者の情報を別記様式第 3 に記入し、添付すること。
- 3 消防用設備等又は特殊消防用設備等ごとの点検票を添付すること。
- 4 ※印欄は、記入しないこと。

別記様式第2

消防用設備等（特殊消防用設備等）点検結果総括表

(その1)

名 称			防 火 管 理 者		
所 在 地			点検実施 責 任 者		
点検種別	機器点検・総合点検・(設 備等設置維持計画による 点検)	点検年月日	年 月 日～ 年 月 日		
設 備 名	点 検 結 果		措 置 内 容	立 会 者	
	判 定	不良内容			
	良・不良				
	良・不良				
	良・不良				
	良・不良				
	良・不良				
	良・不良				

- 備考 1 この用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。
- 2 判定欄は、正常の場合は「良」に、不良の場合は「不良」に○印を付し、不良内容欄にその内容を記入すること。
- 3 措置内容欄には、点検の際措置した内容を記入すること。

別記様式第2

消防用設備等（特殊消防用設備等）点検結果総括表

(その2)

設 備 名	点 検 結 果		措 置 内 容	立 会 者
	判 定	不良内容		
	良・不良			
	良・不良			
	良・不良			
	良・不良			
	良・不良			
	良・不良			
	良・不良			
	良・不良			
	良・不良			
	良・不良			
	良・不良			

- 備考 1 この用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。
- 2 判定欄は、正常の場合は「良」に、不良の場合は「不良」に○印を付し、不良内容欄にその内容を記入すること。
- 3 措置内容欄には、点検の際措置した内容を記入すること。

別記様式第3

消防用設備等（特殊消防用設備等）点検者一覧表

点 検 者					設 備 名	
住 所				氏 名		
社 名				電話番号		
資格		消防設備士				
種類等		交付年月日	交付番号	交付知事		講習受講年月
甲 種	特 類	年 月 日				年 月
甲・乙種	1 類	年 月 日				年 月
甲・乙種	2 類	年 月 日				年 月
甲・乙種	3 類	年 月 日				年 月
甲・乙種	4 類	年 月 日				年 月
甲・乙種	5 類	年 月 日				年 月
乙 種	6 類	年 月 日			年 月	
乙 種	7 類	年 月 日			年 月	
備 考						
資格		消防設備点検資格者				
種類等		交付年月日	交付番号	有効期限		
特	種	年 月 日		年 月 日		
第 1	種	年 月 日		年 月 日		
第 2	種	年 月 日		年 月 日		

点 検 者					設 備 名	
住 所				氏 名		
社 名				電話番号		
資格		消防設備士				
種類等		交付年月日	交付番号	交付知事		講習受講年月
甲 種	特 類	年 月 日				年 月
甲・乙種	1 類	年 月 日				年 月
甲・乙種	2 類	年 月 日				年 月
甲・乙種	3 類	年 月 日				年 月
甲・乙種	4 類	年 月 日				年 月
甲・乙種	5 類	年 月 日				年 月
乙 種	6 類	年 月 日			年 月	
乙 種	7 類	年 月 日			年 月	
備 考						
資格		消防設備点検資格者				
種類等		交付年月日	交付番号	有効期限		
特	種	年 月 日		年 月 日		
第 1	種	年 月 日		年 月 日		
第 2	種	年 月 日		年 月 日		

- 備考 1 この用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。
- 2 住所、社名及び電話番号の欄は、点検者が会社（会社以外の法人に所属する場合は当該法人）に所属する場合には、当該所属する会社の住所、社名及び電話番号を記入すること。
- 3 資格の欄は、消防設備士又は消防設備点検資格者の種類等、交付年月日、交付番号、交付機関、最新の講習受講年月、有効期限を記載すること。
- 4 誘導灯及び誘導標識の点検を実施した者は、備考欄に電気工事士法(昭和35年法律第139号)第3条に規定する電気工事士免状又は電気事業法(昭和39年法律第170号)第44条第1項に規定する第一種電気主任技術者免状、第二種電気主任技術者免状若しくは第三種電気主任技術者免状のいずれかの免状の種類、交付番号及び交付年月日を記載すること。（第二種消防設備点検資格者の免状の交付を受けている者を除く。）

附 則

- 1 この告示は、平成16年6月1日から施行する。
- 2 消防法施行規則の規定に基づき消防用設備等の種類及び点検内容に応じて行う点検の期間、点検の方法並びに点検の結果についての報告書を定める件(昭和50年消防庁告示第3号)は、廃止する。
- 3 この告示の施行の際現に存する消防法施行規則の規定に基づき消防用設備等の種類及び点検内容に応じて行う点検の期間、点検の方法並びに点検の結果についての報告書の様式を定める件別記様式第1、第2及び第3は、この告示の別記様式第1、第2及び第3にかかわらず、平成17年5月31日までの間は、これを使用することができる。

附 則 (平成18年7月3日消防庁告示第32号)

この告示は、平成19年4月1日から施行する。

附 則 (平成21年2月26日消防庁告示第2号)

この告示は、公布の日から施行する。

附 則 (平成21年9月15日消防庁告示第18号)

この告示は、公布の日から施行する。

附 則 (平成22年2月5日消防庁告示第4号)

この告示は、公布の日から施行する。

附 則 (平成26年4月14日消防庁告示第14号)

この告示は、公布の日から施行する。

附 則 (平成30年3月29日消防庁告示第6号)

この告示は、公布の日から施行する。

附 則 (平成31年4月18日消防庁告示第6号)

- 1 この告示は、公布の日から施行する。ただし、「日本工業規格」を「日本産業規格」に改める部分は、平成31年7月1日から施行する。
- 2 この告示による改正後の消防法施行規則第31条の6第1項及び第3項の規定に基づく消防用設備等又は特殊消防用設備等の種類及び点検内容に応じて行う点検の期間、点検の方法並びに点検の結果についての報告書の様式別記様式第1から第3までに規定する様式は、前項の規定にかかわらず、平成31年9月30日までの間は、なお従前の例によることができる。